

半田市国民健康保険税のしおり

平成 29 年度版

も < じ

国保のしくみ 1	保険税の軽減 8
保険税の収入・支出 2	保険税の減免 10
保険税の算出 3	保険税を滞納すると 11
保険税の徴収 6	納税のことみ 13

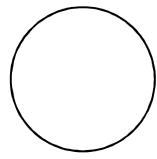
半田市福祉部 国保年金課 国保賦課担当

TEL (0569) 84-0661 (直通)

FAX (0569) 22-8561

メール honen@city.handa.lg.jp



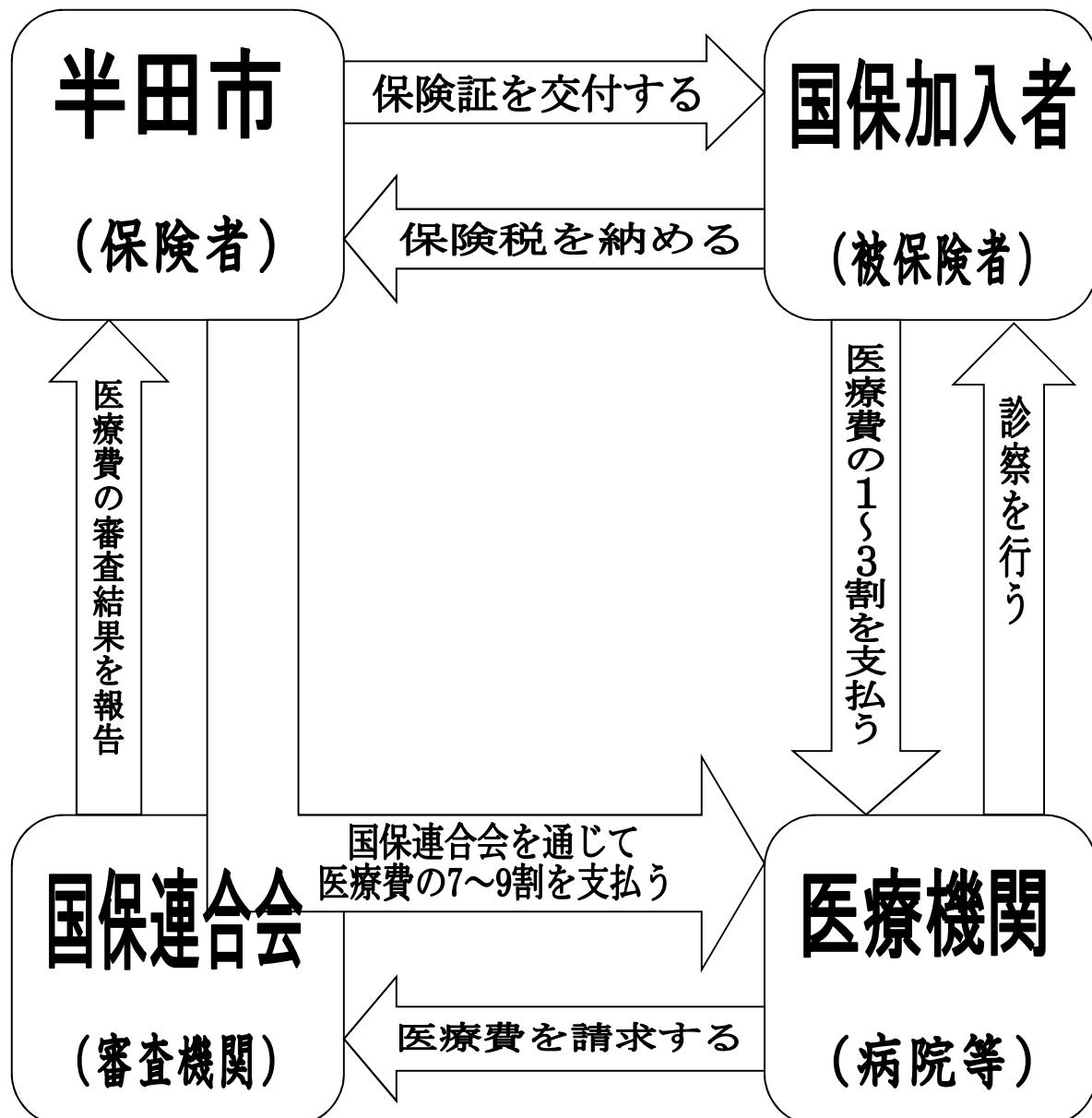


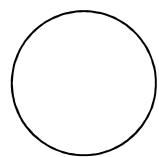
国保のしくみ

国民健康保険（国保）は、保険に加入している人みんながお金（保険税）を出し合い、病気やけがで診療を受けたときの医療費などにあてる支え合いの制度です。

みなさんが納める保険税は国保の大切な財源です。保険税を納めない人がいると、きちんと納めている人の負担が大きくなり、国保制度の維持も難しくなります。

自分のため、みんなのため、保険税は必ず納期までに納めましょう。



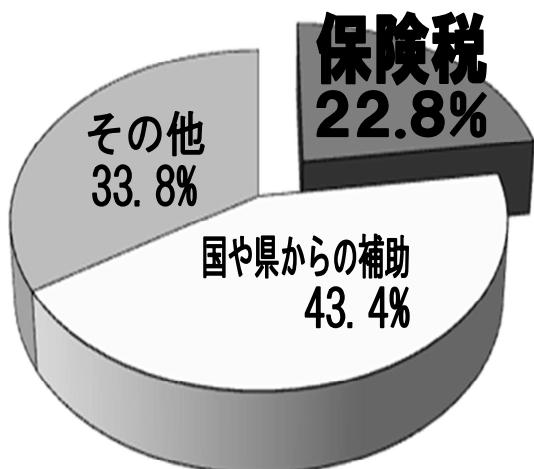


保険税の収入・支出

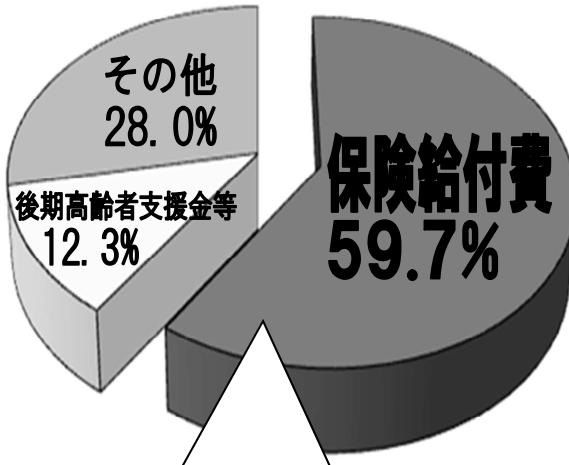
みなさんが納めている保険税は国保の財源の約4分の1を占め、国の支出金などとともに、みなさんがお医者さんにかかったときの費用などに使われています。

保険税を納めることは、国保を健全に運営するためだけでなく、みなさんの「健康」を守るためにも必要なことです。

国保の収入



国保の支出



■療養の給付

病院などの窓口で保険証を提示すれば、医療費の1~3割（年齢や所得によって負担割合は異なります）を支払うだけで、残りは国保が負担します。

■入院時の食事代

入院時の食事代の一部を支払うだけで、残りは国保が負担します。

■高額療養費の支給

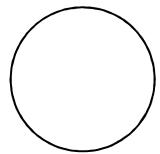
同じ月内の医療費の自己負担が高額になったとき、申請により限度額を超えた分が高額療養費としてあとから支給されます。

■出産育児一時金の支給

被保険者が出産したとき支給されます。

■葬祭費の支給

被保険者が亡くなったとき、葬祭を行った人に支給されます。



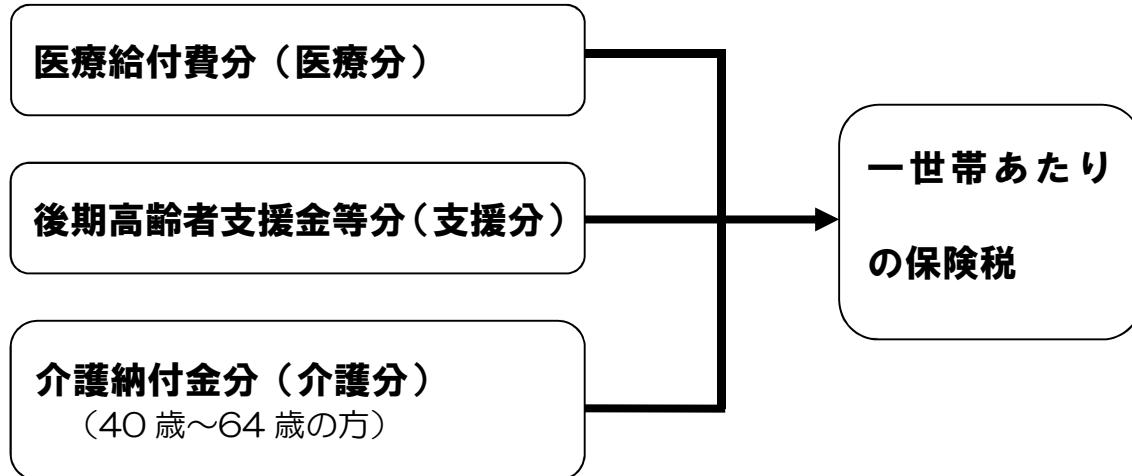
保険税の算出

保険税の内訳

保険税は、その年に予測される医療費を推計し、そこから病院などで支払う一部負担金と国などからの補助金を差し引いた金額を賄うため、国保加入者の所得や年齢に応じて賦課しています。

「医療給付費分」「後期高齢者支援金等分」「介護納付金分」をそれぞれ3つの項目に割り振り、それらを組み合わせて世帯ごとの保険税額が決められます。

所 得 割	世帯の加入者の前年所得に応じて算出
均 等 割	世帯の加入者数に応じて算出
平 等 割	一世帯にいくらと算出



保険税の納税義務者は世帯主

保険税は、被保険者一人ひとりが個別に納めるのではなく、世帯ごとにまとめて世帯主が納めます。

世帯主本人が職場の健康保険などに加入している場合でも、家族に一人でも国保加入者がいれば、世帯主が保険税の納付義務を負うことになります。

半田市の税率

平成29年度保険税率表

区分	課税対象	医療分	支援分	介護分
① 所得割	平成28年所得から33万円を控除した額	6.0%	1.7%	1.3%
② 均等割	被保険者1人あたり	25,500円	3,200円	9,100円
③ 平等割	1世帯あたり	24,500円	3,000円	6,400円
①～③の合計に対する限度額		51万円	16万円	14万円
1年間の保険税=医療分 (①+②+③) +支援分 (①+②+③) +介護分 (①+②+③)				

保険税の納め方

保険税の決め方、納め方は、年齢によって異なります。

40歳未満の人 介護保険の被保険者ではありませんので、医療分と支援分を保険税として納めます。	保険税	
	医療分	支援分

40～64歳の人 介護保険の第2号被保険者となりますので、医療分と支援分に、介護分を合わせて保険税として納めます。	保険税	
	医療分	支援分
	介護分	

65～74歳の人 介護保険の第1号被保険者になります。医療分と支援分を合わせた金額を保険税として納め、介護保険料は別に納めます。	保険税	
	医療分	支援分

所得の申告

保険税は前年の所得をもとに決められます。国保の健全な運営のため、正しい申告をお願いします。

申告しないと、正しい保険税額が算出されないうえに高額療養費の自己負担限度額が高くなったり、入院したときの食事代で減額認定が認められない場合があります。

保険税の変更

保険税決定以降でも、以下の場合には保険税額が変更になることがあります。

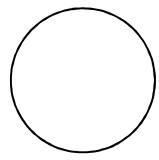
- 確定申告や住民税申告などにより所得が変更された場合
- 7月当初の確定時に前年度の所得が国の基準以下（低所得）で保険税を※1 軽減している世帯が、その後所得更正があり、国の基準を上回る所得があるとわかった場合
- 所得申告の住所・氏名と国保の住所・氏名が異なるために所得の確認が遅れた場合
- 世帯内の国保加入人数（被保険者数）に異動があった場合
- 世帯主を変更した場合
- 年度途中で40歳に到達した場合や、※2 特定世帯に該当した場合
- 非自発的な失業者に対する軽減申請をした場合
- ※3 減免申請をした場合

※1 軽減：詳細はP. 8, 9 ※2 特定世帯：詳細はP. 8 ※3 減免：詳細はP. 10

医療費を節約する方法

医療費がえるると、保険税の引き上げにつながり、みんなさんの負担も増えてしまいます。次の方法を実践して、医療費を節約しましょう！

1. お医者さんのかかり方を見直す	
・かかりつけ医を持ちましょう	・診療時間内の受診を心がけましょう
・同じ病気での重複受診はやめましょう	・医療費通知で医療費の確認をしましょう
2. 薬と上手に付き合う	
・お薬手帳を活用しましょう	・ジェネリック医薬品を利用しましょう
・薬を必要以上に欲しがらないようにしましょう	
3. 健康寿命を伸ばす	
・年に1回は健診を受けて、体の状態をチェックしましょう	
・健康に良い生活習慣を心がけましょう	



保険税の徴収

特別徴収

地方税法等の定めるところにより、次の要件をすべて満たす世帯は、原則として世帯主が受給している年金から保険税が天引きされます。

- ・国保加入者全員が65～74歳である世帯
- ・世帯主が国保に加入しており、平成29年度中に75歳に到達しない世帯
- ・世帯主の年金が年額18万円以上である世帯
- ・保険税と介護保険料の合計が年金受給額の2分の1を超えない世帯

納期	平成29年 4月の年金定期支払時] 仮徴収
	平成29年 6月の年金定期支払時	
	平成29年 8月の年金定期支払時	
	平成29年10月の年金定期支払時	
	平成29年12月の年金定期支払時	
	平成30年 2月の年金定期支払時	

※特別徴収の方でも口座振替を選択することができます。口座振替を希望される方は、国保年金課の窓口へお手続きください。

普通徴収

上記特別徴収以外の世帯で、各納期ごとに口座振替もしくは現金納付していただきます。

納期	第1期 平成29年 7月31日(月)
	第2期 平成29年 8月31日(木)
	第3期 平成29年10月 2日(月)
	第4期 平成29年10月31日(火)
	第5期 平成29年11月30日(木)
	第6期 平成30年 1月 4日(木)
	第7期 平成30年 1月31日(水)
	第8期 平成30年 2月28日(水)
随時	平成 年 月 日()

※保険税の納付は口座振替が便利です！！

■期別ごとに保険税を納めに行く手間が省け、納め忘れの心配がありません。

■一度手続きをすれば翌年度からの分も自動的に継続されます。

|| 課税の期間

保険税は4月から翌年3月までの年度ごとに計算されます。

税額は、届け出を出した月からではなく、国保に加入した月から国保の資格を有する期間の月数で計算します。

届け出が遅れると、加入した月までさかのぼって課税（遡及賦課）したり、医療費の全額自己負担や、場合によっては職場の健康保険料と保険税の両方を支払ってしまうことになります。

下記のようなケースでは、14日以内に届出をお願いします。

国保に加入するとき

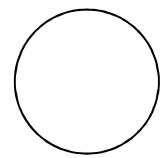
- ほかの市町村から転入してきたとき
(職場の健康保険などに加入していない場合)
- 職場の健康保険などをやめたとき
- 職場の健康保険などの被扶養者からはずれたとき
- 子どもが生まれたとき
- 生活保護を受けなくなったとき

国保をやめるとき

- ほかの市町村に転出するとき
(国保の被保険者に限る)
- 職場の健康保険などに加入したとき
- 職場の健康保険などの被扶養者になったとき
- 国保の被保険者が死亡したとき
- 生活保護を受けるようになったとき

その他

- 半田市内で住所が変わったとき
- 世帯主や被保険者の氏名が変わったとき
- 世帯が分かれたり、一緒になったとき
- 修学のため、別に住所を定めるとき
- 保険証をなくしたとき（汚れや破損で使えなくなったとき）



保険税の軽減

所得による軽減

保険税の基となる世帯全体の所得合計（擬制世帯主含む）によって、均等割額及び平等割額に対して7割、5割、2割のいずれかの軽減がかかります。軽減に申請は不要です。

軽減割合	所得要件
7割	33万円以下
5割	33万円+（被保険者数+特定同一世帯所属者数）×27万円以下
2割	33万円+（被保険者数+特定同一世帯所属者数）×49万円以下

※「特定同一世帯所属者」とは、国保から後期高齢者医療制度へ移行された方で、後期高齢者医療の被保険者となった後も継続して同一の世帯に属する方をいいます。ただし、世帯主が変更になった場合や、その世帯の世帯員でなくなった場合は特定同一世帯所属者ではなくなります。

被保険者数+ 特定同一世帯所属者数	7割軽減基準額	5割軽減基準額	2割軽減基準額
1人	330,000円以下	600,000円以下	820,000円以下
2人		870,000円以下	1,310,000円以下
3人		1,140,000円以下	1,800,000円以下
4人		1,410,000円以下	2,290,000円以下
5人		1,680,000円以下	2,780,000円以下

特定世帯に対する軽減

国保から後期高齢者医療制度への移行で国保加入者が1人となる世帯を「特定世帯」といいます。

この場合、保険税の平等割額が最大で5年間は1／2となり、その後は最大で3年間、3／4になります。（世帯構成が変わると対象外になる場合があります。）

非自発的失業者に係る軽減

○この軽減を受けるには申請が必要です。

■対象者 以下の要件をすべて満たす方

- ・離職日時点で 65 歳未満の方
- ・雇用保険の特定受給資格者または特定理由離職者（「雇用保険受給資格者証」に記載される離職理由コードが下の表のいずれかの方）

離職理由コード	離職理由（特定受給資格者）
11	解雇
12	天災等の理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇
21	雇止め（雇用期間 3 年以上雇止め通知あり）
22	雇止め（雇用期間 3 年未満更新明示あり）
31	事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職
32	事業所移転等に伴う正当な理由のある自己都合退職
離職理由（特定理由離職者）	
23	期間満了（雇用期間 3 年未満更新可能な旨明示あり）
33	正当な理由のある自己都合退職
34	正当な理由のある自己都合退職（被保険者期間 12 か月未満）

■軽減額

- ・対象者の前年給与所得を 100 分の 30 とみなして保険税を算定します。

■軽減期間

- ・離職日の翌日の属する月から、その月の属する年度の翌年度末まで。

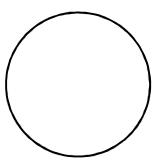
離職した日	軽減期間
平成 24 年 3 月 31 日～平成 25 年 3 月 30 日	離職日の翌日～平成 26 年 3 月
平成 25 年 3 月 31 日～平成 26 年 3 月 30 日	離職日の翌日～平成 27 年 3 月
平成 26 年 3 月 31 日～平成 27 年 3 月 30 日	離職日の翌日～平成 28 年 3 月
平成 27 年 3 月 31 日～平成 28 年 3 月 30 日	離職日の翌日～平成 29 年 3 月
平成 28 年 3 月 31 日～平成 29 年 3 月 30 日	離職日の翌日～平成 30 年 3 月
平成 29 年 3 月 31 日～平成 30 年 3 月 30 日	離職日の翌日～平成 31 年 3 月

※届出が遅れても、遡及して軽減を受けることはできます。

ただし、5 年以上遡及して減額できないので、ご注意ください。

■申告に必要なもの

- ・雇用保険受給資格者証
- ・保険証
- ・認印（世帯主）



保険税の減免

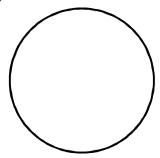
下記の要件に該当する場合は、申請していただくことで保険税の減免を受けられる場合があります。

ただし、二つ以上の減免理由は併用できない場合があります。すでに納付された保険税を還付できないものがあります。

	減免が受けられる理由	還付	申請期限
1	退職若しくは事業の廃止またはこれらに類する理由により、所得が減少したため生活が著しく困難となった方（当該年の合計所得金額が前年の総所得金額に比べ 10 分の 7 以下に減少すると認められる方）で前年の合計所得金額が 500 万円以下の方	可	A
2	国民健康保険法第 59 条の規定（拘留・拘禁等）により給付制限を受けている方（給付制限の期間が 2 か月以上の方）	可	B (消滅)
3	生活保護法の規定による保護を被保険者の世帯全員が受けことになった場合	否	B (発生)
4	地方税法第 292 条第 1 項第 9 号に規定する障がい者に該当する方で、前年の合計所得金額が 200 万円以下の方（所得割額が課税されている方）	否	A
5	6 か月以上入院療養を要した方（現に継続して 6 か月以上入院療養中の方を含む）で前年の合計所得金額が 500 万円以下の方（所得割額が課税されている方）	可	B (消滅)
6	生活保護世帯が自立し、生活保護法の規定による保護を受けなくなった場合	可	C
7	半田市母子・父子家庭医療費受給者証の交付を受けている方（所得割額が課税されている方）	否	A
8	軽減判定の算定において、わずかに基準を超えたことにより軽減対象から外れた世帯	可	A
9	震災、風水害、火災、その他これらに類する災害（以下「災害等」という）により障がい者となった場合	可	D
10	災害等により自己（その世帯に属する被保険者を含む）の所有に係る住宅または家財について生じた損害金額（保険金、損害補償金等により補てんされるべき金額があるときは、その金額を控除した金額）が、その住宅または家財の価格の 10 分の 3 以上の世帯で、前年の合計所得金額が 1000 万円以下の世帯	可	D
11	社会保険などの被扶養者だった方で、扶養していた方が後期高齢者医療制度に移行することにより、国保に加入することになった方で、加入日に 65 歳以上である方	可	B (消滅)
12	非自発的な離職及び事業の廃止等により、所得が著しく減少した方で、前年の合計所得金額が 500 万円以下の方（非自発的失業者に対する軽減を受けた方は除く）	可	A
13	前に掲げる項のほか、市長が特に必要と認めるもの	—	—

申請期限記号

- A 最終納期限から 30 日を経過した日
- B 減免事由が【消滅、発生】した日から 30 日を経過した日
- C 減免事由が発生した後に到来する最初の納期限から 30 日を経過した日
- D 災害発生の日から 30 日を経過した日



保険税を滞納すると

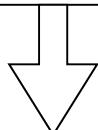
特別な事情がないのに保険税を滞納すると、納期限内に納めている多くの納税者の方々との公平性から下記のとおり措置をとることになります。

保険証の制約

1

保険税の督促状が送られてきます

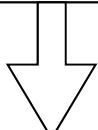
延滞金などを徴収される場合もあります



2

保険証の有効期間が短くなります

通常の保険証の代わりに、有効期間 3~6 か月で頻繁に更新手続きが必要となる「短期被保険者証」を交付します。



3

医療費が全額実費負担になります

今までの保険証のような効力がなくなり、国保の資格があることだけを証明する「被保険者資格証明書」を交付します。

その他の制約

この他にも保険税を滞納することで、以下の給付制度で支払われるべき支給額を税充当することになります。また、高額療養費の限度額適用認定証の交付が受けられない場合があります。

- 葬祭費
- 療養費
- 高額療養費

■ 滞納処分（強制処分）

保険税に限らず納付催告に応じていただけない場合や、連絡、相談も無く滞納をそのまま放置されるような場合など、自主的に納付する意思が認められないと判断した場合は、財産の差押（不動産・自動車・預貯金・給料等）をすることになります。

止むを得ない事情で、納期限内に納付することが困難な方は、生活状況を詳しくお聞きした上で、徴収の猶予などをお受けする場合もあります。

まずは相談にお越しㄧただくことが大切です。

滞納処分、納税相談の問い合わせ・連絡先

半田市市税等収納向上対策本部（半田市総務部収納課）

電話（直通） 0569-84-0624

0569-84-0625

平成29年度 納税のこよみ 半田市

納 期 限		市 税 の 種 類
5月	1日	固定資産税・都市計画税（1期）
5月	31日	軽自動車税（全期）
6月	30日	市民税・県民税（1期）
7月	31日	固定資産税・都市計画税（2期）
		国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料（1期）
8月	31日	市民税・県民税（2期）
		国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料（2期）
10月	2日	国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料（3期）
10月	31日	市民税・県民税（3期）
		国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料（4期）
11月	30日	国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料（5期）
1月	4日	固定資産税・都市計画税（3期）
		国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料（6期）
1月	31日	市民税・県民税（4期）
		国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料（7期）
2月	28日	固定資産税・都市計画税（4期）
		国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料（8期）

※納期を過ぎますと税法等に従い延滞金が加算されますので、
納期限内に納付いただくようお願いします。

